

## 湯沢市農業委員会農地改良届取扱要領

平成17年3月28日  
要領第2号

### (趣旨)

- 第1条 この要領において「農地の改良」とは、農地の現況を盛土、客土及び切土等（以下「盛土等」という。）して利用度を高め、農地の保全、農業経営の合理化と農地の有効利用を図ることをいう。
- 2 産業廃棄物等を投棄覆土することは、この要領に該当しないものとする。

### (農地改良の適用範囲)

- 第2条 農地改良を施工する場合の適用範囲は、次のとおりとする。
- (1) 盛土等の高さは、周囲の低い道路面と同じ高さまでとする。
- (2) 工事の期間は原則として3箇月以内とする。
- (3) 盛土等の土質は、良質な耕作土とする。

### (手続)

- 第3条 農地改良を施工する者は、別記様式の農地改良届を農業委員会に提出した後、に施工するものとする。
- 2 農地改良届には、次の書類を添付する。
- (1) 土地登記簿謄本
- (2) 土地地形図（公図の写し）
- (3) 土地案内図
- (4) 土地改良区の意見書
- (5) その他必要な書類

### (改良農地の指導)

- 第4条 農地改良届が提出された場合、必要に応じ現地調査を行い、完了するまで監視指導する。
- 2 農地改良届どおり実施していない場合は、是正指導を行うとともに、指導に従わない場合は、農地法違反として県に報告するものとする。

### (責任義務)

- 第5条 農地改良の施工により附近の農地、農作物、道水路、その他について損害並びに被害を与えた場合は、農地改良届出人が復旧並びに補償の責に当たるものとする。

### (他の法令等の手続)

- 第6条 農地改良届に基づき工事をする場合、他の法令等の手続を要するものはその手続をすべて完了した後、着工をするものとする。

### (報告)

- 第7条 農地改良届出人は、工事完了後10日以内に農業委員会へ報告するものとする。
- 附 則

### (施行期日)

- 1 この要領は、平成17年3月28日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この要領の施行の日の前日までに、合併前の湯沢市農業委員会農地改良届取扱要領の規定によりなされた手続その他の行為は、この要領の相当規定によりなされたものとみなす。